

短期大学における「教職実践演習」の指導 －教員の服務についての授業実践－

伊 藤 一 雄*

How to teach "Seminar on Educational Practice" at Junior College
—Teaching about teacher's duties—

Kazuo Ito

【キーワード】教職実践演習、教員の服務、チーム学校
Seminar on Educational Practice, Teacher's duties, Coherent guidance

緒 言

教育免許法施行規則の改訂により、教育職員免許状（以下教免と略す）の取得には大学は2000年度（平22）の入学生、短期大学では2001年度（平23）の入学生から科目「教職実践演習」を必修として設置することが義務付けされた。その開講時期は、大学では4年生後期、短期大学は2年生の後期、つまり教員養成の最終段階に開設するように求められた。¹⁾

その趣旨は教免の取得を希望する学生が、教職科目的履修や教育実習を通じて、教員としての必要最低限の資質能力を修得できたかを確認し総括するためである。その「教職実践演習」に含まれる指導内容は文科省より具体例として示されている。²⁾

問題は大学の場合は4年生前期までに教職関係科目は「教育実習」も含めてほぼ履修・修得している。したがって、教職科目の修得状況を確認することは比較的容易である。しかし、短期大学の場合は履修期間が2年間であり、2年生の後期段階で修得すべき教職科目の未履修者や「教育実習」が未経験の学生も一部在籍している。そのため演習の実施に当たっては、未履修等の学生も含めて教員養成として必要な内容を精選して指導する必要がある。本報告は短期大学における「教職実践演習」の授業改善の一助として取り組んだ実践報告である。

所属および連絡先

* 大阪千代田短期大学

1. 教免法改定の趣旨と「教職実践演習」

文部科学省（以下文科省と略す）は2008（平20）年11月12日に「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について（20文科初第913号）」という通知をだしている。そこで「教職実践演習」の設置の趣旨について説明している。それには「教員として最小限必要な資質能力の全体について、教職課程の履修を通じて、確実に身につけさせるとともに資質能力の確認をすることが必要である。具体的方策としては、教職課程の中に、新たな必修科目「教職実践演習（仮称）を設定し、その履修により確認することが適当である。」と記している。内容としては以下の4点が挙げられている。

1. 使命感や責任感、教育的愛情に関する事項
2. 社会性対人能力に関する事項
3. 幼児児童生徒理解や学級経営に関する事項
4. 教科・保育内容等の指導力に関する事項

実施に当たっては、演習（指導案の作成や模擬授業、場面指導の実施等）や事例研究、グループ討議などを適切に組み合わせて実施することや、教職経験者も含めた複数の教員の協力方式により実施することなどの工夫が必要であるとしている。授業で取り扱う内容と方法の例として以下の例が挙げられている。³⁾

1. 過去の学習の振り返り
2. 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対するグループ討議、ロールプレイング
3. 社会性や人間関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義、グループ討議
4. 幼児、児童、生徒理解や学級経営についての講義、グループ討議
5. 学校現場の見学・調査
6. 社会性や人間関係能力、幼児児童生徒理解や学級経営についてのグループ討議
7. 教科、保育内容指導力についての講義、グループ討議
8. 模擬授業
9. 教科、保育内容指導力についてのグループ討議
10. 資質能力のまとめ

その内容は演習であり学生の積極的な学習参加を求めている。指導内容を分析してみると、幼小中高のすべての教員に共通に要求される修得内容と、幼児教育の担当者として修得しておくことが必要な事項に区分できる。本学においては2名の担当者が分担してこの演習を指導している。このうち教員という職務に従事する上で幼小中高を問わず、すべての教員が修得する必要のある指導内容が含まれる演習Aは、1コマ90分として7コマ、幼児教育の担当者とし

て必要がある内容は演習Bとして7コマ設けた。全体のオリエンテーション及び演習の趣旨説明等で初回に1コマを当てている。本報告はすべての教員に必要な資質を育成することを求める講義Aについての実践である。

2. 教職実践演習の到達目標と授業計画

講義計画を作成する上の到達目標で、共通に必要とした指標は第1表に示した通りである。このうち講義Aは、教員という職務に従事する上において、幼小中高の区別なく履修し修得しておかねばならない内容である。第一欄は一般には科目「教師論」「教職概論」等で学習する。第二欄は社会性や人間関係処理など教育心理学や発達心理学に含まれる内容であり、子ども理解やコミュニケーション能力を求める課題が多い。第三欄は第二欄と重なる箇所が相当部分あるが、教員の学級経営の能力に係る内容である。第四欄は実務の指導力を獲得する内容である。講義Bに相当する箇所は教員としての実務に該当する課題が多い。学生が教育実習の場面で問われる問題である。本学の場合は実習指導室の教員が担当している。この講義Aに相当する7回分の授業内容の概略を第2表に示す。講義と演習を組み合わせた授業が多くなっている。

このうち、3回目の研修と服務に関しては、本来は教育実習以前に履修し修得しておくべき

第1表 教職実践演習の到達目標

| | 含めるのに必要な事項 | 講義Aでの到達目標 | 講義Bでの到達目標 |
|-----|------------------------|---|--|
| 第一欄 | 1. 使命感や責任感、教育的愛情に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○教員としての自らの使命とその明確化ができる。 ○自らの課題を掘り起こし、その解決のため自己研鑽など、職務遂行能力の向上に向け取り組める。 ○園等の教育目標達成や当面の問題解決のため、他の教職員や保護者等と協力し、役割の遂行ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが抱える課題の改善に向けての根気強い指導ができる。 |
| 第二欄 | 2. 社会性や対人関係能力に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○教員としての基本的な職責や義務を自覚し規律ある行動が行える。 ○組織の一員としての自覚と、他の教職員との協調、協働による職務の遂行ができる。 ○保護者や地域の関係者との、コミュニケーションが適切にとれる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○他の職員の意見やアドバイスに耳を傾けるとともに、理解や協力を得ながら自らの職務を遂行することができる。 |
| 第三欄 | 3. 幼児児童生徒理解や学級経営に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達の特性や心身の状況に応じた指導ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの適切なコミュニケーションがとれる。 ○子どもが抱える課題の理解とそれに応じた指導ができる。 |
| 第四欄 | 4. 教科・保育内容等の指導力に関する事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ○一貫性・計画性をもった保育の実施ができる。 ○教材の活用や的確な話し方による授業の実施ができる。 ○子どもの反応を踏まえた授業の実施ができる。 ○子どもの学習状況が把握できる。 |

短期大学における「教職実践演習」の指導

課題である。とくに服務の問題は、教員の指導方法や守秘義務とも係わってくる。ただ、短期大学の場合はすべての学生が実習前に演習を履修できないという問題もある。この実践は講義日程3回目の教員の使命感と服務について講義と演習を併用し、教育実習の未経験の学生にも考慮した内容である。

第2表 教職実践演習の授業内容

| 講義日程 (後期) | 授業内容と目標 講義 A | 授業の形式 キーワード |
|--------------|--|---------------------------------|
| 1 | 科目設定の趣旨、授業の方法などのオリエンテーション | |
| 2 | ○使命感、責任感、教育的愛情に関する事項 学校の種類、教員の研修、服務など教員としての職務を理解しているか。教職論の内容が定着しているかを確認する。 | 講義 服務と研修 |
| 3 | ○使命感、責任感教育的愛情に関する事項と社会性や対人関係能力に関する事項 教員の服務について多様な事例を参考に学生参加の授業を行う。世代間、男女間、幼児教員間、教員間の理解を深めるにはなにが必要か。行動特性の違いをどう把握するか。 | 講義と演習併用 使命感と服務 事例研究 |
| 4 | ○組織としての園、学校 共同体としての園、学校の運営、教員の協力、協働 | 講義と演習 チームワーク |
| 5 | ○社会性や対人関係能力に関する事項 自己紹介、父母への園の紹介（自己表現）の役割演技を行う。父母の前で伝えたいことを話すために準備しておくことはなにか。 | 演習 社会性と対人関係能力 |
| 6 | ○幼児、児童、生徒理解や学級経営に関する事項 子どもの発達からみて幼児、児童、生徒にはどのような発達上の特徴があるか。コミュニケーションをする上での留意点について再確認する。 | 講義 幼児児童生徒の発達上の特徴、コミュニケーション能力 |
| 7 | ○教科・保育内容等の指導力に関する事項 教育実習参加者の報告、実習中で、失敗したこと、感激したことなど、最も強く意識したこと等を各自3分程度にまとめて発表する。 | 演習 実習の振り返り |

3. 指導方法と結果の分析

本来は初年度の教師論等の講義で理解を深めている箇所であるが、服務の問題が定着しているかは教職実践演習の課題として確認して置かねばならない。通常なら身分上の服務、職務上の服務について復習の講義から導入するのであるが、教育実習が未履修の学生にも問題意識を深めるため、第3表に示したように全部で20問あるワークシートを作成した。

課題は教員の服務としてどう捉えるかを学生に直接問い合わせることから授業を展開した。内容は公立学校や園を念頭においているが、私立学校も教育公務員に準じて教育関係の法令が適用されることを説明し、学生に約10分程度の時間を与え回答を求めた。その後、挙手により各自の回答の集計をした。受講生21名が示した結果は第4表のようになる。回答が分散したのはNo2、3、9、18である。また、No6の条例の理解も必要である。

第3表 教職実践演習（教員の服務）ワークシート

学籍番号_____ 氏名_____

課題 記された事例は教員（幼、小、中、高）の行為として、適切と思うか。A,B,Cいずれかの文字を記号欄入れて下さい。事例中の園児は幼稚園児、児童は小学生、生徒は中学生または高校生とする。関係法令の欄は空けておいて下さい。

A:法令で禁じられている B:法令で制限されている C:どちらでもない

| 事例 | 記号欄 | 法令 |
|---|-----|----|
| 1. 日曜日に自宅近くの塾で講師をして報酬を得た。 | | |
| 2. 校長（園長）から休日に引っ越しの手伝いを頼まれたが断った。 | | |
| 3. 寺の住職をしながら教員をしている。檀家参りなどで布施を受け取った。 | | |
| 4. 園児の親との面談で自分の子どもと同じグループに仲の良い園児がいる。その子の自宅の電話を教えてほしいと頼まれたので教えた。 | | |
| 5. 園児が指導しても言うことを聞かないで給食を食べさせなかつた。 | | |
| 6. 文化祭の後、担任の生徒に誘われカラオケに行き深夜になった。 | | |
| 7. 自宅の近くの児童の家庭教師を頼まれ報酬を得た。 | | |
| 8. 夏休みに園児が登校しないで、誰にも連絡せず1週間旅行した。 | | |
| 9. 衆議院選挙で支持する政党の候補者に投票するよう高校時代の友人に頼んだ。 | | |
| 10. 自分の指示する政党の選挙ビラを園児の自宅のポストに入れて歩いた。 | | |
| 11. Tシャツに「大幅賃上げせよ」とプリントして登園（登校）した。 | | |
| 12. 園内は禁煙なので幼稚園横の人の気配のないところで煙草を吸つた。 | | |
| 13. 担任した生徒の結婚式に招待された。そこでエピソードとして本人が高校の頃、万引きした事件について面白おかしく話した。 | | |
| 14. 隣人がスナックを経営している。頼まれ週3日アルバイトをして報酬を得た。 | | |
| 15. 運動会の日がデートと重なっていたので出勤を断つた。 | | |
| 16. 園児の保護者向けの手紙などの文字が間違っていると園長から何度も注意されてもなおらなかつた。 | | |
| 17. 学校に提出した履歴書に英検1級合格と書いたが、2級しか合格していない。 | | |
| 18. 小学校の教員が国語の授業で2ヶ月間教科書を全く使わないので授業をした。 | | |
| 19. 体調が悪かったので近所の園児の親に連絡して園を欠勤した。 | | |
| 20. 忘年会の後、街中で泥酔して大声をだしているのを園児に見られた。 | | |

第4表 学生の事前診断の結果（回答数21名）

A：法令で禁じられている B：法令で制限されている C：どちらでもない

| 課題 No | 該当法令 | 答 A | 答 B | 答 C | 課題 No | 該当法令 | 答 A | 答 B | 答 C |
|----------|--|--------|--------|--------|----------|--|--------|--------|--------|
| 1 | 地公法38条（営利事業等の従事制限）に違反。 | 20 | 1 | 0 | 11 | 地公法37条 爭議行為の禁止に触れる可能性が高い。 | 19 | 0 | 2 |
| 2 | 地公法32条（法令及び上司の職務上の命に従う義務）職務上の命ではない。 | 2 | 8 | 11 | 12 | 場合により、地公法33条 信用失墜行為の禁止に触れる恐れがある。 | 18 | 0 | 3 |
| 3 | 地自公発204の解釈、住職の職務は営利事業による従事制限には当たらない。 | 0 | 16 | 5 | 13 | 地公法34条 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。守秘義務に違反する。 | 20 | 0 | 1 |
| 4 | 地公法34条 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。教員の守秘義務 | 21 | 0 | 0 | 14 | 地公法38条 営利事業等の従事制限違反、教特法17条の例外にも適用できない。 | 20 | 0 | 1 |
| 5 | 教特法26条 懲戒は児童等の心身の発達に応ずる教育的配慮が必要である。 | 21 | 0 | 0 | 15 | 地公法32条 法令及び上司の職務上の命に従う義務に違反する可能性が高い。 | 19 | 0 | 2 |
| 6 | 各都道府県の青少年保護育成条例違反。深夜の定義は午後11～午前4時が多い。 | 19 | 1 | 1 | 16 | 教特法25条の指導改善研修義務がある。まったく成果のない場合は分限免職もある。 | 14 | 3 | 4 |
| 7 | 地公法38条 勤務校以外の行為で社会的に許容される範囲であり、営利事業等の従事制限違反に該当しない。 | 13 | 6 | 2 | 17 | 地公法32条 法令に従う義務、同33条 信用失墜行為の禁止に触れる。履歴事項詐称に該当する。 | 21 | 0 | 0 |
| 8 | 地公法32条 法令に従う義務、上司への届出義務違反 | 21 | 0 | 0 | 18 | 学校法34条 教科書の使用命令に違反する。 | 1 | 6 | 14 |
| 9 | 地公法36条 私人としての政治的行為は制限されない。 | 0 | 10 | 11 | 19 | 地公法32条に違反する可能性が高い。No15と同じ | 1 | 20 | 0 |
| 10 | 地公法36条 公人としての政治的行為は制限される。 | 17 | 0 | 4 | 20 | 地公法33条 信用失墜行為に触れる可能性が高い。 | 1 | 17 | 3 |

地公法：地方公務員法 教特法：教育公務員特例法 学校法：学校教育法

この中で回答結果の分散度の高い課題について、なぜそのような結論にしたにかについて学生に指名して説明させた。学生には、教員の行為として「法令で禁止されている事項」、「法令で制限されている事項」、「どちらでもない事項」の立場から適切な行為を考えさせる手法をとった。

日常の業務で法令を意識することはなくても教員としての職務は、法令との関係を理解しておくことが重要であることを認識させることに焦点を当てた。とくに禁止と制限の違いを理解しておく必要性を強調した。

No2の教員の職務は「上司の職務上の命に従う義務」があるのであって、職務以外については束縛されない点を理解しておく必要がある。「法令で禁止されている事項」と「どちらでもない事項」に回答した学生には私人と公人の違いを認識して行動しないとセクハラ問題など、公私混同から種々のトラブルが発生することを指摘した。

No3は学生の質問を課題にした。これには歴史的な経過があるが、宗教活動の問題と営利事業の関係を明らかにしつつ、地公法第38条で教員の職務は教育に関する業務で任命権者の

許可のある場合は特例として兼務や兼業が認められていることを理解しておく必要性についても触れた。⁴⁾

No6 は各都道府県の青少年保護条例を例にして解説を加えた。この行為は違法である。条例の法的意味及び教員の場合は自分の勤務する都道府県の保護条例の内容について理解を深めておく必要がある。⁵⁾

No9 は回答が 2 極に分散した。教員の政治的行為はすべて禁止されているのではなくて、制限されているのである。職務上及び身分上の立場を利用して政治的活動をすることは禁止されているが、私人としての政治的行為まで禁じられているわけではない。この点も相当数の学生が誤解している。公私の区別をすることの重要性を確認させた。

No18 は幼稚園教員であっても、義務教育等では教科書の使用義務があることを押さえておく必要がある。短期大学 2 年生の後期段階で相当数の学生が教員として行為に対して誤解をしているケースがあり、この演習により教員の職務の理解を深めるのに効果があったのではと思う。学生が今後の教育活動で「法令で禁止されている事項」「法令で制限されている事項」「どちらでもない事項」の区別ができることは、教職に従事する者にとって必須の問題である。この「どちらでもない事項」の内容をめぐってトラブルが生じる場合が多い。「どちらでもないが教員の行為として適切である」か「どちらでもないが教員の行為として不適切である」の判断について教員、保護者、地域住民との関係で意思統一をしておくことがチームとしての学校運営には避けられない問題である。その一例として以下の課題を示し講義形式で解説し方向性を示した。授業評価の内容分析までいたっていないが、学生の問題意識が深まったのではないかと捉えている。

課題

- ある園児の親から「A 先生の服装は華美なので先生らしくない。園長先生から注意してほしい」と要請があった。君たちがもし園長ならどのような行動を A 先生に対してとるか。教育実習や教職実践演習の講義を踏まえて指導の順序を示してほしい。-

この課題で、明らかにしておかねばならないのは、教員 A の服装に対する園児の親の指摘は「法令で禁止されている事項」か「法令で制限されている事項」かである。少なくとも個人のファッションは軽犯罪法に触れるような極端な行為以外は違法ではない。問題は「どちらでもない事項」について学校や園がどのような立場で問題に対処するかである。

このような事例は内容こそ違っていても、どこの学校や園でも直面する問題である。内容が「法令で禁止されている事項」あるいは「法令で制限されている事項」に該当する場合は改めて議論をする必要はない。当人には教員の行為は法令違反でありそのことを伝え改めさせればよい。改めなければ服務規律に問われることになる。問題は本人の行為が「どちらともいえない事項」で解決を求める事例が生じた場合である。

短期大学における「教職実践演習」の指導

この場合、園児の親は「教員 A の服装が教員として適切であると思っていない」とことだけは明らかである。ただ、他の園児の親や地域の人、また中には教員の中にも教員 A の服装を問題ないと捉えている教員がいるかもしれない。このような事例に対処するには、まず教員間の意思統一をする必要がある。これがチーム学校としての役割である。

そのためには園での職務遂行にはどのような服装が適切なのか。親の指摘を無視してもいけない。職場での最低限のルールを教員間で議論し一定の方向を示す必要がある。保護者代表の意見も聞き、最終的には校長、園長が判断を下すべきである。一方的な校長や園長の判断は避けるべきである。チームとしての学校や園の役割が果たされないからである。

教員間の意思統一ができた段階で、保護者会などに提起された問題を示し、学校としての統一した捉え方を校長、園長が説明する必要がある。公人と私人の区別の問題がここでも生じてくる。よく中学校や高校での制服論議もこの問題と似ている。「生徒らしい服装」と言っても、生徒、父母、教員が統一した考えであるはずがない。この場合も生徒の意見も聞いたうえで、親の負担等の意見も踏まえて教員間の意思を統一する必要がある。完全な意思統一は困難であっても議論を踏まえて、最終の判断は校長、園長がすべきである。議論することがチームとしての学校の教育力を高めるのに役立つ。この過程が明確であれば地域や保護者に対しても説得力のある説明ができる。今日のチーム学校ということが学校教育に必要だと言われているが、身近な問題を捉え教員の意思統一にもっていく試行錯誤のプロセスがその基本となると言える。

結　　言

教職実践演習という科目は、教免法の改訂により教育実習を終え、他の教職科目も修得した後、教員養成の仕上げの段階で履修する科目である。

短期大学においては、教育実習や主たる教職科目が未履修の学生もこの科目を受講しなければならない。短期大学以外でもそのようなケースは皆無とは言えない。今日チーム学校としての役割が重要であるといわれるのは、学校や園での教育活動、教員、保護者の行動等をめぐって世代間、男女間、地域による価値判断の多様性をどう整理し統一した教育活動を進めていくかである。この点について教員間の意思が統一できていないと学校運営が円滑に進まない。本報告は、今日の学校や園の現場で出会う具体的な問題を学生に示し以下の 3 点の内容を深めることを目的とした実践である。

1. 学校は教育機関ではあるが、その教育活動の基本は法令主義に基づいて運営されている。
2. 「法令で禁止されている事項」「法令で制限されている事項」「どちらでもない事項」の 3 視点から教育現場で生じる問題を捉え、学校や園の教育活動、教員のチーム学校としての行動規範を作成できる教育力を向上させる。

3. 3点の中でも「どちらともいえない事項」に該当する事例が現実の学校や園の現場では多い。問題が生じた場合に、どのような方向で学校運営を進めていくかの方向性を把握できる力を育てる。

授業評価を行う段階まで到達していないが学生の問題意識の向上を高める一方法として役立つのではないかと捉えている。

<注>

- 1) 文部科学省 2008.11.12 教免法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制実施に係る関係告示が各大学、都道府県の教育委員会等に通知（20文科初第913）された。
- 2) 文部科学省 2008.10.24 教免法施行規則第6条表備考第11号の規定及び「教職実践演習の実施にあたっての留意事項」課程認定委員会資料4による。
- 3) 文部科学省 2014.7.13 中央教育審議会「教員養成部会配布資料教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例」資料8-2に示されている。文科省ホームページからも検索できる。
http://www.next.go.job_menu/shingi/chuo/chukyo3/siryo/attach/1247248.hum
- 4) 文部科学省通達 1951.6.20（地自公発204号公務員課長）職員が寺院の住職を兼ね、葬儀、法要等を営む際、布施その他の名目により事実上当該職員に収入がある場合においても、その収入は営利企業等で得る収入とは考えられないので、営利企業等への従事制限には当たらない。
- 5) 各都道府県の青少年保護条例で18歳未満の児童を深夜につれまわすことは条例違反とされている。例えば大阪府の青少年健全育成条例第85号の第3章青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止第37条に「何人も保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合、その他正当な理由のある場合を除き、…中略…当該青少年をその住所若しくは局所から連れ出し、又は住所若しくは局所以外の場所に連れ出してはいけない。」と定めてある。